

### 名誉区民の 三川泉さんが逝去



新宿区名誉区民の三川泉さん(能シテ方)が、2月13日逝去されました(享年94歳)。

三川さんは、昭和4年に宝生流宗家の十七世宝生九郎重英に入門し、同年初舞台を踏みました。能シテ方の技法の高度な体現が高く評価され、平成15年には重要無形文化財保持者(人間国宝)の認定を受けています。

区では、平成16年1月、三川さんの功績をたたえ、名誉区民の称号を贈りました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 3月は自殺対策強化月間 つらい気持ち、話してみませんか

新宿区の自殺者は、この数年、年間80人前後で推移しています。また、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、全国的に高い50歳~60歳代に加えて、20歳~30歳代の若者で高い傾向があります。

区では、人間関係や就労等で悩みを抱える

若者を支援する団体と連携し、若年層への自殺対策を重点的に実施しています。今回は、区と連携して対策に取り組む支援団体を紹介します。お気軽にご相談ください。

【問合せ】健康推進課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3494・FAX(5273)3930へ。

### 支援団体の相談窓口

#### NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター

☎(5286)9090 <http://www.befrienders-jpn.org/>

悩みを聞くことで辛い気持ちを分かち合い、寄り添うことを目的に活動しています。電話での相談を匿名で受け付けています。

【電話相談】午後8時~翌朝6時(火曜日は午後5時から。年中無休) ※相談員として活動するボランティアも随時募集しています。

■3月5日(土)午前0時~7日(月)午前6時に特別相談を実施します

【電話相談】0120(58)9090(フリーダイヤル、連続54時間対応)

#### 東京司法書士会~いのちを守る何でも相談会

☎(3353)9191

<http://www.tokyokai.jp/news/2016/news1602191000.html>

3月の月曜日、司法書士が、精神保健福祉士または臨床心理士とともに無料で相談に応じます。当日直接、会場へおいでください。

【相談日時】3月7日(月)・14日(月)・28日(月)午後6時~9時(受け付けは午後8時まで)

【会場】新宿西口永和ビル・メディアボックス地下2階(西新宿1-9-18)

### 相談先が 分からないときは

「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」(27年度版・下図)を健康推進課・保健センター・特別出張所等で配布しています。新宿区ホームページでもご案内しています。



スマートフォン・タブレット  
端末用二次元コード▲

## 世代を超えて、国籍を超えて、 歌いつぐ、語りつぐ 平和への願い



▲早稲田少年少女合唱団

▶ジェロ

区民の方の戦争体験談、若者や外国籍の方による平和へのメッセージを紹介します。また、多彩な出演者が「平和の大切さ」をテーマに、歌や語りでステージを盛り上げます。

【日時】3月27日(日)午後3時~5時

【会場】新宿文化センター(新宿6-14-1)

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【出演】倍賞千恵子(女優)、小六禮次郎(作曲家)、ジェロ(演歌歌手)、INSPi(アカペラグループ)、早稲田少年少女合唱団ほか

【申込み】往復はがきかファックスに3面記載例のほか希望人数、託児希望の方は子どもの氏名・年齢を記入し、3月18日(必着)までに総務課総務係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。応募者多数の場合は抽選。

## 3月27日(日) 平和のつどい

※「広報しんじゅく」2月5日号で募集しましたが、定員(千70名)に達していませんため、再度募集します。

## 3月10日は 東京都平和の日 黙とうにご協力を

昭和20年(1945年)3月10日の東京大空襲では、一夜にして約10万人ともいわれる尊い命が失われました。

東京大空襲をはじめ戦災で亡くなられた方を追悼するとともに、世界の恒久平和を願い、1分間の黙とうをお願いします。

【日時】3月10日(木)午後1時

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

# 東日本大震災から5年 首都直下地震への備えを



平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなく5年が経過します。被災地の復興・復興に向けた取り組みは現在も続いています。

一方、首都直下地震は、いつ発生してもおかしくないと言われていています。大切な命や財産を守り、被害を最小限に抑えるためにも、家庭でできる備えを確認しましょう。今回は、建物の耐震化支援事業のほか、家具類の転倒防止対策や日常備蓄について紹介します。

## 建物の耐震化を支援しています

●昭和56年5月31日以前に着工した建物の耐震診断や耐震改修工事への補助

阪神・淡路大震災では、建築基準法の改正により耐震基準が強化された、昭和56年6月以降に着工した建物の被害が少なかったことが報告されています。

区では、昭和56年5月31日以前に着工した建物を対象に、耐震診断や耐震改修工事への補助など建物の耐震化を支援しています。

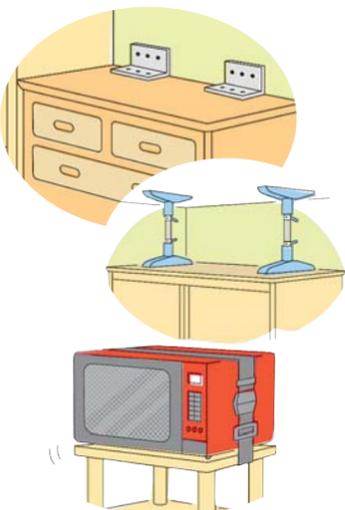
詳しくは、地域整備課・特別出張所等で配布しているパンフレット「地震に強いあなたの住まい」や新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

## 家具類の転倒防止等の対策を

家具類の転倒・落下・移動対策は、自分や家族の身を守るだけでなく、出火防止や迅速な救出・救護活動にもつながります。

対策は、家具をL字金具等で壁に固定したり、突っ張り棒で天井に固定するなど、さまざまな方法があります。ご自宅に合った方法でしっかり固定しましょう。



### 家具転倒防止器具の訪問相談・調査と取り付け

区では、区内の家庭を対象に、専門業者を派遣し、設置場所に適した器具を取り付け方法を相談・調査した上で無料で取り付けを行います。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592・FAX(3209)4069へ。

## 生活の中で消費しながら備蓄する「日常備蓄」の活用を

●3日~1週間分備えましょう

大地震が発生しても、自宅で生活できる場合は避難所へ避難する必要はありません。しかし、電気・ガス・水道などのライフラインや物資供給が止まる恐れがあります。いざというとき、日ごろから自宅で生活できるように、必要な物を3日~1週間分備えておきましょう。

日ごろ利用している食料品や生活必需品を多めに買って置き、日常の中で消費しながら買い足す「日常備蓄」が有効です。また、水洗トイレが使用できない場合もあるため、非常時の簡易トイレも準備すると安心です。



### 防災用品・消火器をあっせんしています

区では、防災用品や消火器をあっせんしています。品目や価格などは、危機管理課・防災センター(市谷仲之町2-42)・特別出張所で配布しているパンフレット「防災用品あつせんのご案内」を「消火器あつせん」をご覧ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。

